

2025年10月1日以降始期用

重要事項説明書

お申込みフォームによる保険契約のお申込みの同意（保険申込書への署名または記名・押印を含みます。）は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、ドコモのインフルエンザお見舞金保険に関する重要事項（**[契約概要]****[注意喚起情報]**等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

「ドコモのインフルエンザお見舞金保険」は、Tokio Marine X 少額短期保険株式会社（以下、弊社）を引受少額短期保険業者とするインフルエンザ補償特約が付帯された総合生活支援保険のペットネームです。

この保険では保険証券等の書面の交付に代えて、お客様ポータルにて保険契約の締結およびその内容を証するものとして保険契約確認証を表示します。

[契約概要]

保険商品の内容をご理解いただくための事項

[注意喚起情報]

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「約款」に記載しています。保険金支払事由やお支払いに際しての制限事項、主な保険用語の説明については、弊社公式ウェブサイトに掲載している約款をご確認ください。

保険契約者と被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）が異なる場合は、この書面に記載の事項を、被保険者に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み **[契約概要]**

この保険の「補償に関する特約」および「その他の特約」は以下のとおりです。

<補償に関する特約>

- ・インフルエンザ補償特約

<その他の特約>

- ・携帯電話料金合算払による保険料支払に関する特約
- ・電子マネー決済による保険料支払に関する特約
- ・保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約

補償に関する特約における被保険者の範囲は、以下のとおりです。

<補償に関する特約>

- ・インフルエンザ補償特約

■被保険者の範囲（注1）

- ①本人（注2）
- ②①の配偶者
- ③①の子
- ④①または②の父母

（注1）お申込み時に被保険者を選択いただきます。最大10人まで設定することができます。

（注2）ご契約者をいいます。

（2）基本となる補償等

①基本となる補償 [契約概要] [注意喚起情報]

基本となる補償は、以下のとおりです。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

<補償に関する特約>

- ・インフルエンザ補償特約

※被保険者が9歳以下の場合、予防接種割引を適用する方のみお申込みが可能です。

■保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額は、保険金の種類ごとに以下のとおりです（保険期間を通じて1回のインフルエンザの発病に対してのみお支払いします）。なお、本特約のお支払い対象として規定するインフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項に定める5類感染症のうち、同項第1号に掲げるインフルエンザに該当するインフルエンザA型またはB型をいいます（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症は対象外となります）。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
治療保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、インフルエンザと診断(注1)され、そのインフルエンザの治療を直接の目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、抗インフルエンザ薬(注2)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される診療行為(注3)を受けたとき	インフルエンザの発病1回につき、保険契約確認証に記載の保険金額
入院保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、インフルエンザと診断(注1)され、そのインフルエンザの治療を直接の目的とする継続した2日(1泊2日)以上の入院を開始したとき	インフルエンザの発病1回につき、保険契約確認証に記載の保険金額
インフルエンザ脳症診断保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、インフルエンザと診断(注1)され、そのインフルエンザによりインフルエンザ脳症(注4)と診断(注1)されたとき	インフルエンザの発病1回につき、保険契約確認証に記載の保険金額

(注1) インフルエンザおよびインフルエンザ脳症の診断は、医師等によって、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績等を根拠とする医学的な基準に基づく総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

(注2) インフルエンザウイルスに直接作用する内服薬、吸入薬、注射薬をいいます。発熱、咳等の症状の緩和・抑制等に直接作用する薬剤は対象外です。

(注3) 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される診療行為については、被保険者が当該処方せんに基づいて抗インフルエンザ薬の支給を受けた場合に限ります。

(注4) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、

基本分類コードが次のア.およびイ.のいずれにも該当する疾病をいいます。

ア. 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) その他の症状を伴うインフルエンザ, その他のインフルエンザウイルスが分離されたもの (J10.8)

(イ) その他の症状を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されないもの (J11.8)

イ. 他に分類される疾患における脳のその他の明示された障害 (G94.8)

■保険金をお支払いしない主な場合

- ・インフルエンザを発病した時が保険期間の開始時より前
- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- ・被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- ・被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火または津波
- ・戦争、その他の変乱

保険金をお支払いし、この特約が失効した場合、保険金をお支払いした被保険者については、その後、この特約の更新・再契約は不可となります。

既にこの特約を更新・再締結した場合でも、その更新・再締結より前にこの特約の保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われるときには、保険金をお支払いした被保険者について、その更新・再締結した特約を、取り消すことがあります。

②その他の特約の概要 **【契約概要】**

その他の特約の概要は、以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

■その他の特約：携帯電話料金合算払による保険料支払に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定する携帯電話事業者の携帯電話の利用料金と合わせて保険料を決済いただけます。

■その他の特約：電子マネー決済による保険料支払に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定する支払サービス事業者等が提供する、通貨と同等の

価値および流通性のある電子データにて保険料を決済いただけます。

■その他の特約：保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定するポイント発行会社が発行するポイント相当額をもって保険料を払込みいただけます。

③保険金額の設定 [契約概要]

保険金額の設定にあたっては、以下の a. ～ c. にご注意ください。

- a. お客様が実際に契約する各保険金額については、保険申込時のお申込みフォームの保険金額欄（契約プランの選択）、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額は、引受けの限度額があります。各保険金額は、被保険者の年齢・年取等に照らして適正な額となるように設定してください。
- c. 各保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

④保険期間および補償の開始・終了時期 [契約概要] [注意喚起情報]

■保険期間

1 か月、2 か月、3 か月、4 か月、5 か月から選択

（ただし、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内）

■補償の開始時期

申込日翌日からその日を含めて 14 日目～30 日目の範囲内で選択した始期日の午前 0 時（これと異なる時刻が保険契約確認証に記載されている場合は、その時刻）。

■補償の終了時期

満期日の午後 23 時 59 分

※なお、本保険に更新の取扱いはありません

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み [契約概要]

- ・保険料はご契約の保険金額、保険期間等によって決定します。お客様が実際に契約する保険料については、保険申込時のお申込みフォーム等でご確認ください。
- ・保険料の割引制度は、以下のとおりです。

■予防接種割引

申込日の直近 6 か月以内にインフルエンザの予防接種を受けられた被保険者について、割

安な保険料でご契約をお申込みいただくことができます。

なお、被保険者が9歳以下の場合、予防接種割引を適用する方のみインフルエンザ補償特約のお申込みが可能です。

②保険料の払込方法 [\[契約概要\]](#) [\[注意喚起情報\]](#)

ご契約の保険料の払込方法は、以下のとおりです。

「電話料金合算払い（一括）」

「d払い残高払い（一括）」

「クレジットカード払い（一括）」

「dポイントの利用（一括）」

※dポイントでお支払いされる場合、1ポイントは1円に換算されます。

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い [\[注意喚起情報\]](#)

保険料払込期日の翌月末日までに決済が行われない場合、保険金支払事由が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 [\[契約概要\]](#)

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（お申込みフォーム入力上の注意事項） [\[注意喚起情報\]](#)

保険契約者、被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです（取扱代理店には告知受領権が無いため、弊社に直接告知いただきます。）。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込時のお申込みフォームに記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや、正しい保険料を適用するために保険契約の内容を訂正し、追加保険料の払込みが必要となることがあります。保険申込時のお申込みフォームの記載内容を必ずご確認ください。

■告知事項

・インフルエンザ補償特約：

予防接種割引の適用を申し出る場合、その接種日、接種を受けた場所等の名称

※申込日の直近6か月以内に受けられたインフルエンザワクチンの予防接種の内容を証する書類・書面（接種証明書等）をお手元にご用意ください。

(2) クーリングオフ [注意喚起情報]

この保険は、保険期間が1年以内となるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 [注意喚起情報]

ご契約後、以下の事実等が発生する場合には、契約内容の変更や解約等のお手続きが必要です。直ちに弊社にご通知ください。

- ①保険契約確認証記載の住所やメールアドレス等の連絡先を変更した場合
- ②契約条件を変更する場合
- ③保険契約者を変更する場合

(2) 解除に伴う保険料の返還 [契約概要] [注意喚起情報]

ご契約を解除する場合は、弊社に速やかにお申出ください。

- ・ご契約の解除に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。
- ・解除の条件または解除日から満期日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還する金額は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から解除日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(3) 被保険者による保険契約の解除請求 [注意喚起情報]

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解除を求めることができます。この場合、保険契約者は解除しなければなりません。

4 保険金支払事由発生時におけるご確認事項

(1) 請求手続き

ご契約後、保険金支払事由が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください（弊社ホームページに掲載している保険金請求受付フォームより、必要な情報を入力してください）。請求に必要な書類や手続き方法をご案内します。

(2) 請求に必要な情報・主な書類

保険金のご請求に必要な情報や主な書類は以下の①②のとおりです。詳細は通知いただいた際にもご案内します(①②以外の情報や書類についても、ご提出をいただくケースがあります。)

①以下のいずれかの保険金請求者のご本人確認書類

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・住民票 ・印鑑証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード
- ・特別永住者証明書 ・官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳等)
- ・運転経歴証明書

※マイナンバーカード・通知カード・マイナ運転免許証・マイナ保険証は不可です。

②保険金請求に必要な情報・主な書類

- ・診療明細書または調剤明細書
- ・治療・入院等に必要とした費用の領収書
- ・退院証明書または入院診療計画書
- ・医師からの診断書 等

※上記書類等の取得に要する費用はお客様の自己負担です。

5 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **[注意喚起情報]**

この保険はインターネットを経由し弊社と保険契約を締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、お客様ポータルをご利用ください。

取扱代理店は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続き等、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **[注意喚起情報]**

①少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

(ア) 保険料の増額

(イ) 保険金額の減額

②少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する 補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

(3) 個人情報の取扱いについて [注意喚起情報]

弊社および東京海上グループ各社（注）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

（注）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。弊社における個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）は、弊社ホームページをご参照ください。

■契約等の情報交換について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

(4) 指定紛争機関 [注意喚起情報]

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144

(5) 少額短期保険業者 [注意喚起情報]

弊社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。「少額短期保険業者」が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ①保険期間は1年以内（損害保険の場合は2年以内）
- ②保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円以内、死亡保険は300万円以内、損害保険は1,000万円以内です。
- ③同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円以内です。
- ④同一の契約者について引受可能なすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②および③それぞれの限度額の100倍までです。

=====

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、弊社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】

<https://www.tokiomarine-x.co.jp>

【お問合せフォーム】

<https://www.tokiomarine-x.co.jp/inquiry/>

募集文書番号：100-PI-0489-202507